

「指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(栃木県指定 第 0970500203 号)

当事業所はご利用者に対して指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活を
提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを
次の通り説明します。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 職員の配置状況	2
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
5. 事故発生時の対応	6
6. 苦情の受付について	6

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 久寿福社会
- (2) 法人所在地 栃木県鹿沼市村井町 126 番地 1
- (3) 電話番号 0289-62-5225
- (4) 代表者氏名 理事長 関口 忠雄
- (5) 設立年月 昭和 53 年 2 月 24 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成 12 年 1 月 17 日指定
栃木県 0970500203 号
※当事業所は特別養護老人ホームハーモニーに併設されています。
- (2) 事業所の目的 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自
立した生活を営むことができるように支援することを目的として
います。
- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホームハーモニー
- (4) 事業所の所在地 栃木県鹿沼市村井町 146 番地 6
- (5) 電話番号 0289-63-5555
- (6) 事業所長（管理者）氏名 関口 貴則
- (7) 当事業所の運営方針 ①要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ
自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事
の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

②事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療・福祉サービスとの綿密な連携をはかり、総合的なサービスに努めます。

③介護予防サービスにおいて、集中的に退所後の日常生活を想定した筋力向上トレーニングや転倒予防のための指導等の機能訓練を中心に行います。

(8) 開設(サービス開始)年月 平成6年6月1日

(9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	午前8時30分～午後5時30分

(10) 利用定員 16人

(11) 居室等の概要

短期入所生活介護サービスの利用にあたり、当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室について、個室をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	8室	従来型個室
2人部屋	2室	多床室
4人部屋	1室	多床室
合計	10室	
食堂	5室	
機能訓練室	2室	[主な設置機器] 平行棒、その他…
浴室	1室	機械浴(特殊浴槽)・一般浴槽
医務室	1室	

☆居室の変更：契約者又は利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤(常勤換算数)
1. 事業所長(管理者)	1名
2. 介護職員	26名以上
3. 生活相談員	1名以上
4. 看護職員	3名以上
5. 機能訓練指導員	1名以上
6. 介護支援専門員	1名
7. 医師	
8. 管理栄養士	1名

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者又は利用者にご負担いただく場合

があります。

☆ 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）*

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

☆ 食事（但し、食費は別途いただきます。）

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食： 7：20～ 8：00

昼食： 12：00～12：45

夕食： 6：00～ 6：45

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2～3回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・ご利用者の排泄の介助を行います。

④機能訓練指導体制加算

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤個別機能訓練加算

- ・個別の機能訓練計画を作成した上で、専従として配置された機能訓練指導員が、ADL・IADLの維持・向上を目的として実施する個別の機能訓練を実施する。

⑥サービス提供体制強化加算（I）

- ・国によって定められた基準を満たしている事業所が提供するサービスに対する加算です。（介護福祉士が80%以上配置されていること。）

⑦緊急短期入所受入加算

- ・利用者の状態や家族等の事情により、緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、短期入所生活介護を緊急に行う。

⑧夜勤職員配置の強化

- ・規定以上の夜勤職員を配置しています。

⑨介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

- ・利用者のニーズに応じた良質なサービスを提供するために、介護職員が技術・能力の向上に努め、介護職員の処遇改善を図る。

⑩介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）

- ・介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら介護職員の更なる処遇改善を行う。

⑪介護職員等ベースアップ等支援加算

- ・コロナ克服・新時代開拓のため経済対策を踏まえ介護職員等の処遇改善を図ります。

⑫その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

要介護度	介護予防サービス		介護保険サービス				
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料（個室）	451円	561円	603円	672円	745円	815円	884円
サービス利用料（多床室）	451円	561円	603円	672円	745円	815円	884円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円		22円				
療養食加算	8円（該当者のみ）		8円（該当者のみ）				
機能訓練指導体制加算	12円		12円				
個別機能訓練加算	56円（該当者のみ）		56円（該当者のみ）				
緊急短期入所受入加算			90円（該当者のみ）				
夜勤職員配置加算			13円				
送迎費	184円（片道）		184円（片道）				
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	上記合計金額（単位）×8.3%						
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	上記合計金額（単位）×2.7%						
介護職員等ベースアップ等支援加算	上記合計金額（単位）×1.6%						

*地域区分見直しにより1円（単位）=10.17円で算出し、自己負担はその1割又は2割、3割となります。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第8条参照）

上記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

☆ ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援または要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

- ☆ ご利用者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。(下記(2)①参照)
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。
- ☆ 介護保険給付額を超えて利用された場合は全額自己負担をお支払いいただきます。

＜当施設の居住費・食費の負担額＞

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、施設利用・ショートステイの居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

区分	居住費（居住の種類により異なります）		食費
	多床室 （相部屋）	従来型個室	
利用者負担 段階1	0円	320円	300円
利用者負担 段階2	370円	420円	600円
利用者負担 段階3①	370円	820円	1,000円
利用者負担 段階3②	370円	820円	1,300円
利用者負担 段階4	施設との契約により設定されます。なお、所得の低い方に補足的な給付を行う場合に基準となる平均的な費用額は次の通りです。		
	870円	1,250円	1,600円 内訳 朝400円 昼660円 夕540円

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者又は利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食事の提供

- ・ご利用者に提供する食事にかかる費用です。

料金：1日あたり1,600円

（内訳 朝 400円 昼 660円 夕 540円）

- ・嗜好に関する食事については実費いただきます。

②理・美容サービス

理容師の出張による理・美容サービス（調髪、顔剃）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり 実費をいただきます

③レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代及び活動経費等をいただきます。

④通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスの提供に際し、利用者又はご家族の同意を得た上で事業実施地域の境界線を出たところからお住まいまでの送迎費として、下記料金をいただきます。

1 kmあたり 30 円

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご契約者又は利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

☆制度の改正や、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、及び新たに必要なる費用をいただいりする場合、相当な額に変更することがあります。その際、ご利用者又はその家族に対して文書で説明した上で、お支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることにします。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第8条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用終了時に、その都度現金でお支払い下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第9条参照)

○利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日午後 5 時 30 分までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日午後 5 時 30 分までに申し出がなかった場合	食材料費 1,600 円

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業者の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

○ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 事故発生時の対応 (契約書第14条・第15条参照)

①ご利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、管理者及び第一発見者は、協力医療機関、救急対応病院と連携を取り、速やかに応急処置、治療を行います。

②同時に、管理者はご家族へ事故発生経緯と治療状況、ご利用者の現在の状況を遅滞なく報告します。

③その後の治療状況は、管理者が家族へその都度正確に報告します。

④管理者はご家族と話し合いの上、賠償責任保険、見舞金保険への報告と申請を行います。

⑤管理者は事故報告検討会を開き、事故の原因を追求し、再発防止策を講じます。

6. 苦情の受付けについて（契約書第 23 条参照）

- ①当事業所は、利用者からの苦情に対応するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者、及び第三者委員を設置しています。
- 苦情解決責任者
[管理者] 関口 忠雄
 - 苦情受付担当者
[生活相談員] 中村 臣一
 - 第三者委員
嶋田 修一（鹿沼市縦山町610-1 電話番号0289-64-4106）
篠原 久之（鹿沼市上殿町1605-2 電話番号0289-62-9426）
 - 栃木県国民健康保険連合会
介護保険課サービス担当者 電話番号028-643-2220
 - 鹿沼市
介護保険課担当者 電話番号0289-63-2283
- ②苦情は、電話・書面などにより、苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることできます。
- ③苦情解決のための話し合い
苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。
- ④苦情処理結果の報告
苦情解決責任者は、苦情処理の結果について、苦情申出人に対して報告・説明し、了解を求めます。
- ⑤対応策の検討とサービス改善
管理者等は、事実確認を受けて苦情の発生した原因を調査し、サービス提供について改善策を速やかに検討し、実行します。
- ⑥苦情処理期間は、申し出があってから1週間以内とします。

7. 身体拘束廃止への取り組み

当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体的拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。また、身体的拘束等の適正化を図るため、身体的拘束等の適正化のための指針の整備と従業者に対する身体的拘束適正化に向けた委員会活動(月1回)と研修を実施(年2回)する。

8. 感染症対策

事業所において感染症が発症し、又はまん延しないように、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を毎月開催するとともに、その担当を設け、その結果について、従業員に周知徹底を図る。事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的(年2回)に実施するとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

9. 非常災害対策

ハーモニー事業所は、水害・土砂災害を含めた非常災害に関する防災計画を策定し、利用者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行うとともに、防火・防災管理者を配置して、毎年度定期的に避難及び救出訓練を実施する。なお、これら非常災害対策は「社会福祉法人久寿福社会 防災規程」及び「特別養護老人ホームハーモニー消防・風水害対策計画書」に基づいて行い、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

10. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとするとともに、事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。また、事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を行うものとする。

[サービスご利用に際してのお願い]

- (1) お茶やお菓子など、お心付けなどは一切ご不要です。
- (2) 訪問の際はペットをゲージに入れる、リードにつなぐなどの配慮をお願いします。
- (3) 見守りカメラの設置、職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けてください。
- (4) ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。
- (5) 訪問中の喫煙はご遠慮ください。

[サービス利用にあたっての禁止事項について]

- (1) 事業者の職員に対する暴言・暴力・ハラスメント、誹謗中傷などの迷惑行為。
パワーハラスメントの具体例
○怒鳴る・威圧的な態度をとる・理不尽な要求をする・特定の職員への嫌がらせ等
セクシャルハラスメントの具体例
○必要もなく手や腕を触る・抱きしめる・卑猥な言動を繰り返す等
- (2) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断で SNS 等に掲載すること。

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供について、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護 特別養護老人ホームハーモニー

説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、その内容に同意しましたので、本書を受領しました。

利 用 者 住所
氏名 印

家族代表者 住所
氏名 印
続柄